

高校生路線バス通学用定期券購入支援Q&A集

	Q	A	記載日
1	助成金と補助金の違いはなんですか	※助成金および補助金どちらも町が支援する補助率は変わりません。 ○助成金・・・路線バス事業者(熊本バス(株))で助成金を差引いた額で定期券を購入できます ○補助金・・・熊本バス(株)以外の路線バスおよび熊本バス(株)と併せて購入する他路線バス定期券(乗継定期券)については、定期券購入後、町に対して、補助金の申請が必要です。	R7.2.25
2	通学用バス定期券の定期期間の規定(上限や下限)はありますか？	定期期間についての規定はありません。(1ヶ月から対象となります。) 対象となる定期券は4月1日～翌年3月31日までとなります。(助成金および補助金とも)	R7.2.25
3	高校生以外の学生(小・中学生、大学生、専門学生など)は対象になりますか？	本事業の対象者は高校生及び高等専門学校(第1学年～第3学年まで)の学生が対象となります。	R7.2.25
4	高校への通学に伴い、熊本市電やJRなどを利用していますが、対象となりますか？	本事業は路線バスの通学用バス定期券のみが対象となりますので、熊本市電やJRの定期券は補助対象外となります。	R7.2.25
5	熊本バス(株)の株主優待券も補助対象になりますか？	株主優待券は補助対象外となります。	R7.2.25
6	県立高校に4月から入学(新入生)しますが、合格証明書がありません。いつから申請できますか？	県立高校への新入生については、合格発表後から申請できます。ただし、前期選抜入試の結果のみでの申請はできません。持参物として「受検票」をご持参ください。 また、二次募集を受検される方については選抜結果通知をご持参ください。	R7.2.25
7	通学定期助成金決定または通学定期認定を受ける前に購入した通学用バス定期券は対象となりますか？	通学用バス定期券購入前に必ず申請を行っていただき、交付決定または認定を受ける必要があります。そのため認定前の購入については補助対象外となります。 令和7年度に限り、令和7年度4月1日以前に購入した定期券については令和7年4月1日からが補助対象となります。	R7.2.25
8	高校への通学に伴い、通学用バス定期券を購入せずに路線バスを利用して通学しています。この場合のバス運賃は対象となりますか？	本事業は路線バスの通学用バス定期券のみが対象となります。そのため通学用バス定期券を購入せずにバスを利用する場合のバス運賃は補助対象外となります。	R7.2.25
9	仕事をしながら定時制高校に通学していますが、定期券支援は対象となりますか？	定時制高校に通学している学生も対象となります。ただし、仕事などをしながら通学されている学生で会社から交通費として定期券購入費の補助の支給がある場合は補助対象外となります。	R7.2.25
10	通学用バス片道定期券は対象となりますか？	通学用バス定期券ならば、片道定期券でも対象となります。	R7.2.25
11	本事業の適用を受ける定期券(助成金および補助金)を受ける定期券は何枚持つことができますか？	本事業の適用を受ける定期券はひとり、1枚となります。	R7.2.25
12	定期券のバス利用区間は	自宅(住民票登録地)から高校までのそれぞれの最寄りのバス停留所の路線バス通学用定期券となります。 それ以外バス停留所を利用される定期券については、本事業の補助対象外となります。	R7.2.25
13	年度をまたぐ定期券(例:3/1～6/30までの定期券)は助成金・補助金事業の対象となりますか？	年度をまたぐ定期券は町に対して補助金請求をすることができません。定期券利用期間は毎年度4月1日から翌年3月31日までとなります。定期券購入については、必ず各年度内で定期券利用期間が終了する定期券の購入をお願いします。 ※路線バス会社で端数定期券(1ヵ月以上+数日の定期券)を販売されていますので、ご活用下さい。	R7.2.25

14	乗継定期券を購入していますが、熊本バス(株)のみの区間分について助成金として受けることはできますか。	乗継定期券は補助事業となり利用者からの申請が必要になります。ただし、定期券を分けて、熊本バス(株)路線分のみを助成事業として活用することは可能です。ただし、熊本バス(株)以外の定期券は補助事業として取扱うことができなく、申請期限があるため注意が必要です。	R7.2.25
15	県立甲佐高校生の乗継定期券は補助対象になりますか？	乗継定期券は補助対象外となります。	R7.2.25
16	通学で熊本バス(株)路線を利用しますが、学生の保護者が勤務する会社近くのバス停までは自家用車で行き、その付近のバス停から高校近くのバス停までの定期券は補助対象となりますか？	自宅から高校まで最も利便性が高いバス停区間の定期券については補助対象となります。そのため左記の場合も補助対象となります。ただし、本事業の対象となる定期券はひとり1枚となりますのでご注意ください。	R7.2.25
17	県立特別支援学校に通学していますが、補助対象ですか？	県立特別支援学校に通学されている方については、県が補助対象としているため、県庁特別支援教育課(096-333-2683)へお問い合わせください。	R7.2.25